

法人市民税の「課税免除」制度

これまで、収益事業を行っていない場合、法人市民税の均等割が減免対象となっておりまして公益社団法人・公益財団法人・認可地縁団体・特定非営利活動法人（NPO 法人）については、令和 7 年度課税分（令和 7 年 4 月を申請期限とするもの）から、法人市民税の均等割が課税免除となる新制度が始まります。（印西市税条例の一部改正が令和 6 年 1 2 月市議会定例会で可決）

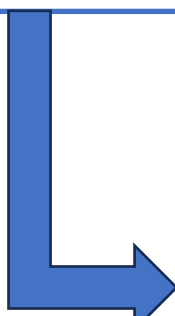
公益性が高く、その活動が広く市民サービスの向上に資する法人（収益事業を行っていないものに限る。）について、法人市民税の申告や減免申請の事務手続きの負担軽減を図ることで、公益的活動がしやすい環境づくりを促進するものです。

現在、全国的に当制度を導入している自治体はまだ少ない状況ですが、市では令和 7 年度から導入いたします。

※これまで減免対象であった①～④の法人は、特に手続きの必要はありません。

法人市民税の申告及び減免申請の手続きが、不要になります。

Q 課税免除の対象の法人は？

- 
- ①公益社団法人
 - ②公益財団法人
 - ③認可地縁団体
 - ④特定非営利活動法人(NPO 法人)

※いずれも収益事業を行っていない場合

Q 収益事業ってどんな事業？

法人税法第2条第13号及び法人税法施行令第5条で規定されている事業(34業種。物品販売業、製造業、料理飲食業など)で、継続して事業所を設けて行われるものをいいます。

Q 収益事業を始める場合は？

市役所に法人設立(異動)届出書の提出が必要です。また、税務署等への手続きも必要です。

【制度のお問い合わせ】

印西市 市民部 課税課 税制係
電話 0476-33-4443(直通)